

記入例

離婚届

令和 年 月 日届出

長 殿

受理	令和 年 月 日				
第 号					
通知(送付)令和 年 月 日					
第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票 通知

(1)

氏 名

夫 シュウナン カズオ 妻 シュウナン ハナコ

氏 氏 氏 氏

周南 一男 周南 花子

生 年 月 日

昭和・平成 8 年 3 月 17 日 昭和・平成 15 年 5 月 18 日

住 所

周南市岐山通 1 丁目 1 番地の 1 周南市富田 1 丁目 1 番 1 号

(アパート・マンション名)

周南アパート 2-202 号 富田マンション 202 号

本 籍

周南市岐山通一丁目 1 番地

(外国人のときは 国籍だけを書いてください)

筆頭者の氏名

周南 一男

父母及び養父母の氏名

夫の父 熊毛 乙太 妻の父 徳山 甲助

母 周南 松子 母 徳山 松枝

父(夫)との続柄 長男 母 二女

(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)

養父 周南 甲太郎 養母 養子 養母 養女

離婚の種別

☒協議離婚 ☐調停 ☐審判 ☐調停 年 月 日成立 ☐和解 ☐請求の認諾 ☐判決 年 月 日成立

婚姻前の氏に

☐夫 ☒妻 は ☒もとの戸籍にもどる ☐新しい戸籍をつくる

もどる者の本籍

山口県周南市富田一丁目 1 番地 筆頭者の氏名 トクヤマ ハナコ 徳山 花子

未成年の子の名

父母双方が親権を行う子 周南太郎、周南次郎 ◀父母の共同親権

父(夫)が親権を行う子 ◀父の単独親権

母(妻)が親権を行う子 周南三枝 ◀母の単独親権

親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申 ◀調停(裁判)中

(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれは②のようにしるしをつけてください。

夫 ☒離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。 妻 ☒離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。1 台湾 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地域及びガザ地区) そのほかに必要なもの 調停離婚のとき⇒調停調書の謄本 審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書 和解離婚のとき⇒和解調書の謄本 認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本 判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書

事件簿番号

日 中 の 連 絡 先

電話 夫 (090) XXXX-XXXX 電話 妻 (090) YYYY-YYYY

(6)同居の期間

平成25年 4 月 (同居を始めたとき) 令和 6 年 3 月 まで (別居したとき)

(7)別居する前の住

周南市岐山通 1 丁目 1 番地の 1 周南アパート 2-202 号

(8)別居する前の世帯のおもな仕事と

☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯

(9)夫婦の職業

夫の職業 妻の職業

(10)夫 妻

周南 一男 周南 花子

証 人 (協議離婚のときだけ成年の証人が2人必要です。)

署 名 周南 甲太郎 鹿野 華

生 年 月 日 大正・昭和・平成 35 年 4 月 15 日 大正・昭和・平成 15 年 7 月 19 日

住 所 周南市熊毛中央町 1 番 1 号 周南市大字鹿野上 3 2 7 7 番地

(アパート・マンション名)

本 籍 山口県周南市岐山通一丁目 1 番 山口県周南市大字鹿野上 3 2 7 7 番地

協議離婚(夫婦の話し合い)の場合、成年者の証人が2名必要です。 証人欄は証人本人が自署してください。 氏名の文字・住所・本籍等を省略せず、正確に記入してもらってください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について ☒取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について ☒取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあては ☒取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当 教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項につい す。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされてい 詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。 親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法

法務省 離婚

法務省パンフレット

法務省の解説動画

【その他の注意事項】

◎父母が離婚しても、子の戸籍や氏に変動はありません。 ※父又は母の氏の戸籍に変えるためには、離婚届出後に家庭裁判所で「子の氏の変更許可申立て」を行い、市区町村に「入籍届」を提出する必要があります。

◎日中に連絡が取れる夫妻それぞれの電話番号を記入してください。

※裏面もご覧ください。